

# 久喜市議会

令和6年9月定例会議

市長提出議案質疑通告

令和6年9月17日（火）

## 質疑通告者一覧

### 【議案第 15 号 令和5年度久喜市一般会計歳入歳出決算認定について】

通告第 2 号	宮崎 亜希	議員	.....	1
通告第 4 号	渡辺 昌代	議員	.....	1
通告第 6 号	猪股 和雄	議員	.....	2
通告第 7 号	川辺 美信	議員	.....	5
通告第 8 号	杉野 修	議員	.....	7
通告第 9 号	成田ルミ子	議員	.....	7
通告第 10号	園部 茂雄	議員	.....	7
通告第 13号	貴志 信智	議員	.....	8

### 【議案第 21 号 令和5年度久喜市水道事業会計決算認定について】

通告第 8 号	杉野 修	議員	.....	9
---------	------	----	-------	---

### 【議案第 24 号 令和6年度久喜市一般会計補正予算（第5号）について】

通告第 1 号	田村 栄子	議員	.....	10
通告第 2 号	宮崎 亜希	議員	.....	10
通告第 3 号	齊藤 広子	議員	.....	10
通告第 4 号	渡辺 昌代	議員	.....	10
通告第 6 号	猪股 和雄	議員	.....	11
通告第 7 号	川辺 美信	議員	.....	12
通告第 8 号	杉野 修	議員	.....	12
通告第 11号	奈良 政宏	議員	.....	12
通告第 12号	丹野 郁夫	議員	.....	13

### 【議案第 31 号 久喜市ショートステイ事業条例の一部を改正する条例】

通告第 5 号	春山 千明	議員	.....	14
---------	-------	----	-------	----

### 【議案第 33 号 久喜市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例】

通告第 5 号	春山 千明	議員	.....	15
---------	-------	----	-------	----

### 【議案第 35 号 損害賠償の額の決定及び和解について】

通告第 7 号	川辺 美信	議員	.....	16
通告第 12号	丹野 郁夫	議員	.....	16

### 【報告第 18 号 使用許諾契約の締結の報告について（統合型校務ネットワークライセンス）】

通告第 1 号	田村 栄子	議員	.....	17
通告第 8 号	杉野 修	議員	.....	17
通告第 13号	貴志 信智	議員	.....	17

## ○ 通告第2号 宮崎 亜希 議員

### (1) P292 キャッシュレス決済ポイント還元事業

ア 物価高騰等の影響を受けている市民の負担軽減を図ることができました、と成果表にあったが、何名の市民が利用できたと分析しているか伺う。

イ 委託料の不用額は64,920,058円であったが、ポイント還元期間や周知について、市はどのような評価をしたのか伺う。

### (2) P338 空家等対策事業

ア 予算の概要では、「拡充の内容」として「空家等を地域コミュニティ施設に改修する際に、空家等利活用補助金を交付する」とあったが、申請がなかったことについて市はどのような評価をしたのか伺う。

イ 高齢者にとって、地域に集会場所が1つでも増えることは望ましいことと考えるが、空家等を利用することを市民や団体などにどのように勧め、周知を行ったのか伺う。

## ○ 通告第4号 渡辺 昌代 議員

### (1) P16～P17、P20～P21 市税及び株式等譲渡所得割交付金について

市税・個人市民税は97.3%の収納率で、令和4年度に比べると不納欠損は減少しているが収入未済額は非常に多くなっている。税の支払いができない市民が多くなっているということではないか。

反面、株式等譲渡所得割交付金は対予算収入率が238.9%で、前年度より69.1%の増となっている。株式等での利益がかなり出ていると思われる。格差が広がっているのではないか。このような現状について久喜市はどのように捉えたか伺う。

税のあり方は高額所得者に優遇されるのではなく、きちんとした再分配方式の人として生きられる税制でなければならないと考える。税の見直しを国に求めていただきたいがいかがか、伺う。

### (2) P352～353 教育費、(仮称)久喜市立鷺宮義務教育学校開校準備事業について

令和4、5、6年度と事業が進んでいるが、該当となる児童生徒、保護者への説明、一般市民への説明、メリット、デメリットなどの課題解決についてはどのようにされてきたのか伺う。

### (3) P322～323 土木費、スマートインターチェンジ整備推進事業について

ア 委託料8,723,700円の実績を伺う。

イ スマートインターチェンジ整備の現況では、開発するためにかかる経費が頭打ちをされたため、実現は難しい。地域活性化インターチェンジは圏央道が高速道路ではなく「自動車専用道路」であるため対象外であり、制度改正が必要なため実現は難しい。市はどちら

も要望を重ねると言う事ですが、実際に近年で実現は不可能であるのは明白ではないか。今後の方針は。

(4) P344～345 消防費、自主防災組織育成事業について

- ア 不用額 3,882,200 円の説明を求める。
- イ 令和 5 年度の自主防災組織率はどのくらい向上したのか。どのような努力をされたのか伺う。
- ウ 今後、自主防災組織を進めなければならない地区はどれくらい残っているのか伺う。また、近年の災害がこれだけ身近になっている事を考えると積極的な取り組みがどうしても必要と考えるが、今後の目標をどうしていくのか伺う。

## ○ 通告第 6 号 猪股 和雄 議員

(1) 歳出の性質別経費の分類を見ると、維持補修費は 5 億 7227 万円、2 年連続で前年度比 50% 増となっている。公共施設の損傷の補修・改修は全国から注目され市民からの要望もあってようやく進んできた。しかし公共施設において、建築基準法による点検指摘事項もすべてを 3 年以内に補修完了できるかどうかは不透明である。

- ア かつては維持補修費が 0.7%、年度によっては 0.3%に抑制された年度もあって、公共施設の改修が遅れてきたと考えられる。過去の維持補修費の推移を踏まえて、23 年度の維持補修費が構成比 1%という現状をどう評価しているか。
- イ 建築基準法 3 年点検項目で指摘された事項は、3 年以内に補修できると考えてよいか。
- ウ 一方で、道路の路面標示や橋梁の補修などはいまだに「予防的補修」ではなく、依然として「事後補修」のみである。

交通対策費 交通安全施設管理事業の交通安全施設補修工事は 23 年度 27 か所、4436 万円で前年度よりも増えているが、補修が必要な箇所数と、補修が必要だが残されている箇所数を明らかにされたい。いつまでも補修されずに「放置」されている箇所も多いが、「事後補修」どころか、補修されずに事実上「放置」されているとすれば、交通安全対策の責任が果たせていないことになる。認識と見解を問う。

- エ 橋梁についても、一般質問を踏まえて、「予防的補修」への転換についての見解を問う。

(2) 基金運営の考え方

- ア 久喜市中期財政計画（2023 年 9 月）では、財政調整基金の積立金残高見通しが、23 年度末で 33 億 1900 万円、24 年度末には 34 億 4500 万円となっていた。23 年度決算の結果、23 年度末は 34 億 5600 万円となった。

24 年度予算での大幅な取り崩しで、補正予算第 6 号の結果では年度末基金積立額 24 億 5000 万円と見込んでいる。実際には今後の支出の節減や契約差金などの不用額の積み上げによって、年度末の基金残高は 30 億円程度になるのではないかと推測できる。決算とその後の財政推移を勘案して、市の見通しを明らかにされたい。中期財政計画がまとまっていると思うが、見通しをどのように掲載するか。

中期財政計画を公表すべきであるが、いつ公表されるか。

- イ 決算によって、減債基金は 23 年度末現在高 8 億 1452 万円、アセットマネジメント基金

は16億4,213万円であった。本来、減債基金、アセット基金を一般事業の財源不足の財源として取り崩すのは間違いである。24年度予算編成での取り崩しによって補正予算6号の結果、減債基金は年度末見込み59万円、アセット基金は1億4033万円と急減した。減債基金、アセット基金のあり方、取り崩しの目的についての認識と見解を問う。

減債基金の23年度末現在高8億円、アセット基金同16億円を早期に積み戻すべきだが、いかがか。

(3) 障害者雇用の拡大【決算事前資料：全体1、総務23】

久喜市では、2020年に2名増、19年に1名増、16年1名増と、2~3年に1~2名ずつ積極的に障害者雇用を増やしてきた。

ア 23年度の実雇用率は3.25%に上がったが、会計年度職員の算定方法が変わったことによって雇用率の数値が上がっただけで、実人数は23人(換算数37人)で実際には増えていない。

23年度に精神障害者を1名採用したとあるが、実人数の集計が増えていないのはなぜか。

24年度の算定で、雇用率が3.25%→3.11%へと低下したのはなぜか。

イ 久喜市は積極的に障害者採用を進めるという目的意識を持って、県内でも早い時期に別枠採用制度を設けて実践してきたのであって、積極的・計画的に障害者採用を増やしていくべきである。

しかし、昨年のお答のような「正規職員の採用試験につきましては、本市の職員としてふさわしい人材かどうか、組織の一員として活躍できる人材かどうかを的確に見極めることを目的に実施しており、本市で働くことに対する意欲や理解があるか、また最低限必要な知識を備えているかなどを総合的に踏まえ、採用の可否を判断しております。採用基準を満たす場合には障がいの種別にかかわらず採用してまいります」という認識であるとすると、障害者といわゆる健常者とをいっしょのスタートラインで比較して同じ採用基準で対応していることになる。それと同じ意欲と理解、知識を持っているかを比べたら、障害者の正規職員としての採用は著しく困難にならざるを得ない。障害者雇用を進めるには、別のルールを作らなければならない。それが、ジョブコーチであり、短時間勤務であり、合理的配慮であると考えるが、いかがか。健常者の職員と同じ日数、時間、同じ仕事をできなければ障害者は採用しないという考えか。

ウ 昨年度は精神障害者7名の応募に採用が1名、前年は身体障害者2名、精神障害者3名、知的障害者1名の応募で採用はゼロ、その前年は8名の応募に対して、採用ゼロだった。

身体障害者、知的障害者、精神障害者の応募者1人1人に対応して、職種、職場での合理的配慮、短時間勤務、ジョブコーチなどの対策を検討しなければならなかったはずだが、そのような検討をした結果の採用決定か。検討経過を明らかにしていただきたい。

(4) 職員の時間外勤務は全体的に減少傾向にあり、平準化されてきたと評価できる。

【決算事前資料：全体2・3】

部署によって、また季節的に繁忙期が入ることはやむを得ない面があるが、特に時間外が多いと思われる部署の実態を聞く。

ア 資料によると、年間で時間外勤務の最高時間が500時間を超える課が11課で最高は798時間、他に月によって平均40時間を超える課もある。

1か月に80時間以上の職員がいるか。部署、人数、時間数を明らかにされたい。

本来は80時間を超えてはいけないのであって、1か月に50時間以上の職員がいるか。いれば部署、人数、時間数を明らかにされたい。

月に50時間以上、80時間以上の職員がいたとすれば、臨時（会計年度）職員の増員等によって対応するべきであったが、いかがか。

イ 繁忙期も含めた業務量と職員配置の問題として、市役所全体でさらに改善を徹底していく必要がある。改善が図られているのは理解できるが、見解と今後の改善方針を問う。

(5) 男性職員の育児休業、出産補助休暇取得の評価【決算事前資料：全体4】

ア 特定事業主行動計画の達成状況（2023年度）によると、男性職員の出産補助休暇、育児休業取得率は、対象職員16人でいずれも100%取得したことは評価できる。一方男性育児参加休暇は15名で取得率93.8%であった。これまでの取り組みと現状の評価、課題についての見解を問う。

イ 男性育児参加休暇を取得した職員は対象者16人中15人であったこと、1時間単位で5日間取得できるのに対して、2日間、4日間の職員もあった。

5日間よりも少ない職員の、理由を把握しているか。市として、「個人の考え方」に任せるのではなく、男女共同参画の観点からは取得を促進する立場であるが、どのように分析しているか。

1時間以上の取得を1日と算定していて、15人でのべ64日間となっているが、最高の時間は何時間で、のべ何時間、平均何時間か。

短い時間しか取得しない職員は、どういう理由かを把握しているか。仕事の都合で長時間をまとめて取れないとしたら、そのことが問題であるが、どう対応しているか。職場で育児参加休暇をまとめて取りにくいような職場環境はないか。そのような場合に、所属長がどう配慮し、対応するかが重要な課題であるが、いかがか。

ウ 子どもが3歳まで取得できる育児休業を取得した職員は、45名100%であるが、この内の男性職員の人数は何人か。

対象者45人中、取得日数10日以下、11～30日の職員数、取得日数が最も短い職員数と日数、平均取得日数を明らかにされたい。その状況についての認識と評価を明らかにされたい。

対象者45人の内、夫婦とも市職員の人数と、その男性職員の取得状況をどう把握しているか。

エ 育児休業取得率は大きく前進はしたものの、いまだに極めて短い期間しか取得していない職員がいることをどう評価しているか。

当事者の男性職員の意識の問題、まわりの職員の意識の問題、業務との兼ね合い、さらに育児休業の場合には給与減額による生活費等の都合など、理由をどう把握しているか。

(6) 附属機関（政策審議機関）の会議録【決算事前資料：全体16】

46の審議機関の内、会議録作成に要した日数がすべて30日以内で、短縮されてきたことを評価する。46の会議等においてAIを利用した会議録作成支援システムの状況とその効果はいかがか。

(7) 生活保護申請の際に、不必要な扶養照会をなくしていくべきである。【決算事前資料：福祉

部 20, 21]

ア 昨年度、継続および新規に申請した 1676 世帯の内、411 世帯に扶養照会を行った。この 411 世帯についての扶養義務者 665 件に扶養照会を発送したが、回答は 310 件（46.6%）だった。

これまでの答弁を踏まえ、継続の世帯の内、この 310 件以外の世帯には今後の扶養照会はしないということによいか。

イ 新規の申請世帯について、申請者が扶養照会を望むかどうかの意向を必ず確認した上で、希望しない場合には扶養照会を行わないということによいか。

ウ 回答があった内の、94 件は「一切の支援ができない」という回答であるから、これらについては、これ以降は扶養照会を行わないということによいか。

エ 扶養照会を行って、回答が来た中で、支援金を送ってきている世帯はわずか 3 件である。約 300 件は「精神的支援のみ可能」との回答である。「精神的支援」の内容は何か。結果的に「あなたの親族が生活保護を申請した」という事実をアナウンスしただけであり、これらの世帯についても、扶養照会は意味がないので、送付を取りやめるべきではないか。

(8) 要援護者見守り支援事業【決算事前資料：福祉部 1】

ア 見守り支援事業の登録者が年々減少している。前年度よりも全体で 9%減少した。理由をどう把握しているか、説明されたい。

イ 高齢化の進行だけを勘案しても、ニーズが減少することはないと考えられるので、死亡や転出による減少に対して、新規のニーズを把握できていないと考えられる。認識と見解を問う。

毎年、個々人の状況の推移を把握するとともに、新たなニーズを把握して、新規の登録を追加していかなければならないが、どのように進めてきたか。

ウ 福祉避難所の早期開設箇所を増やしていかなければならないが、現状で福祉避難所の第一次の開設で、受け入れ人数を何人（家族）くらいと考えているか。要援護見守り支援事業の登録者中の何人くらいが受け入れ可能か。

エ 災害発生時にどこの福祉避難所に避難できるか、当事者と共有していなければならないが、共有できているか。

## ○ 通告第 7 号 川辺 美信 議員

(1) 決算事前資料全体 4 職員の休暇別取得人数、日数、取得率について次の項目をお伺いします。

ア 年次有給休暇の取得率 30%未満が 0 課、50%未満が 5 課でした。昨年の 30%未満が 3 課、50%未満が 17 課に比較して改善が見られます。全体の取得率も 60.7%から 71.3%に上昇し、取得日数も平均で 14 日を達成しました。取得率の向上に向けてどのように取組みを進めてきたのかお伺いします。

イ 厚生労働省は、2019 年 4 月から全ての企業において年 10 日以上有給休暇が付与される労働者（管理監督者を含む）に対して、年次有給休暇の日数のうち年 5 日については、使用者が時季を指定して取得させることを義務付けました。そこで、年次有給休暇取

- 得が5日未満の職員数をお伺いします。また、最低の取得日数（時間）をお伺いします。
- ウ 有給休暇取得計画書の提出数の割合と、計画書通りに取得されたのかお伺いします。
- エ ワークライフバランスを進める観点から、各課の取得率を最低でも50%、全体の取得率も80%以上に引き上げるべきですが、市の見解をお伺いします。
- (2) 決算事前資料全体 5 会計年度任用職員の休暇別取得人数、日数、取得率について次の項目をお伺いします。
- ア 年次有給休暇の取得率10.3%が1課、17.5%が1課、50%未満が19課（2課含む）あります。全体の取得率も48.0%で、職員の取得率を大きく下回っています。2023年9月議会で「取得率が低い要因は、本人がこれ以上就労時間を減らしたいと思っていないことや、所属に会計年度任用職員が1人しかいないため取得を控えるなどといったことが考えられる。取得率向上に向けた対策としては、各所属長を通じて休暇の取得を促すことで、どのような勤務形態の職員でも積極的に休暇を取得しやすい職場環境づくりに努める」と答弁していますが、取得率の向上に向けて答弁と同様な対策を取ってきたのかお伺いします。また、それでも取得率が低い要因は何と考えているのか見解をお伺いします。
- イ 年次有給休暇取得が5日未満の職員数をお伺いします。また、最低の取得日数（時間）をお伺いします。
- ウ 10日以上休暇が付与されている職員にも、有給休暇取得計画書の提出を求めると2023年9月議会で答弁しています。そこで、有給休暇取得計画書の提出数の割合と、計画書通りに取得されたのかお伺いします。
- (3) 決算事前資料総務部 22 職員採用の職種別募集人数と応募者人数（男女別）と採用人数（男女別）及び途中採用と途中退職者数
- 一般事務は募集人員20人に対して採用者数は21人と上回っていますが、土木・建築は募集4人に対して採用者は1人、保健師は若干名に対して1人、社会福祉士は3人に対して2人、管理栄養士は若干名に対して1人と技術職の採用は2022年度に引き続き下回っています。障がい者は1人に対して1人でした。採用者数が募集人数を下回った理由をお伺いします。また、障がい者雇用の募集人数1人からもっと増やすべきと考えますが見解をお伺いします。
- (4) 決算事前資料総務部 25 職員の健康診断の受診者数、受診率、要検査の項目と率、治療の有無（追跡）
- ア 職員の再検査受診率が79.8%と80%を下回っていますが、対象者にどのように指導をしているのかお伺いします。
- イ 再検査の結果、治療を要する者について、治療を受けている者の人数と受けていない人数をお伺いします。また、治療を受けていない職員へどのように指導しているのかお伺いします。
- (5) 決算事前資料教育部 44 児童生徒の健康診断受診状況、処置情況
- ア 中学校合計で、当該年度に処置をした生徒数と割合を見ると、合計の割合が59.5%と昨年の74.3%から大きく低下していますが、どのように分析したのかお伺いします。
- イ 学校別では、清久小学校が55.0%、鷺宮小学校が43.0%、久喜南中学校が37.8%、久喜東中学校が33.3%、太東中学校が39.5%、栗橋東中学校が39.5%と低い数値になって



います。これらの学校はこれまでも他校と比較して低い数値ですがさらに低下しています。処置率を引き上げるため、どのような取り組みを行っているのかお伺いします。

(6) 決算書 P320～321 バスターミナル管理事業

久喜市菖蒲バスターミナルは、久喜駅西口経由～近鉄なんば駅西口（大阪）行きが運行されています。利便性向上のため、新たな事業者獲得に向けてどのように働きかけてきたのかお伺いします。また、路線バスの乗り入れなど利活用について、地域公共交通会議において協議検討されたのかお伺いします。

(7) 決算書 P418～419 学校給食センター空調設備改修事業

ア 空調設備凍結防止対策工事の設計業務委託について、凍結防止対策工事の内容についてお伺いします。

イ 凍結破損した空調設備の改修工事は、破損前の現状復旧工事だけなのか、凍結防止対策を講じたものなのかお伺いします。

## ○ 通告第8号 杉野 修 議員

(1) P326～P327 8 款土木費 東鷲宮駅周辺整備事業 「立体施設整備工事」

いわゆるペDESTリアンデッキの利用者見込みについて当時「通勤通学に 900 人。公共施設に 100 人。ヤオコーに 600 人。合計 1600 人」と予測を明らかにしていた。そして「その 8 割がエスカレーターを利用する」とした。それぞれの数字の根拠について伺う。

(2) P372、P382 10 款教育費 小中学校就学援助事業

令和 5 年度、事業の援助対象の拡大について検討されたか伺う。しなかったとすればなぜなのかその理由を伺う。

(3) P374、P382 小学校・中学校の大規模改造事業に付いた国庫補助金の最終的金額を伺う。

## ○ 通告第9号 成田 ルミ子 議員

(1) P314 8 款 土木費 3 項 河川費 2 目 河川維持改良費 河川維持管理事業 委託料 54,887,800 円について

清掃および除草業務委託料の 1,322,200 円の不用額の理由について伺う。

(2) P358 10 款 教育費 1 項 教育総務費 3 目 教育指導費 教育活動補助事業 英語検定受験料補助金 1,453,800 円について

ア 補助を受けた各級の受験者数と合格率について伺う。

イ 事業の評価を伺う。

ウ 今後、合格した場合には、次の級の補助を行う考えはあるか。

## ○ 通告第10号 園部 茂雄 議員

(1) P154 2 款 総務費 3 項 戸籍住民基本台帳費 1 目 戸籍住民基本台帳費 8 コンビニ交付事業について、交付枚数の合計が 44,734 枚と前年度から大きく増加したが、1 枚当たり

のコストと令和4年度との差額を伺う。

- (2) P156 2款 総務費 3項 戸籍住民基本台帳費 1目 戸籍住民基本台帳費 9個人番号通知書・個人番号カード交付事業について、申請件数と発行枚数に大きな差があるが理由を伺う。

## ○ 通告第13号 貴志 信智 議員

- (1) P94 菖蒲総合支所庁舎管理事業、栗橋総合支所庁舎管理事業、鷺宮総合支所庁舎管理事業 各行政センターの管理が不十分である。菖蒲行政センターの敷地には、朽ちた資材やゴミと思われる物品等が放置されている。また、かつて配布用に小分けされたであろう苗が放置されて繁茂している。(Google マップの過去画像を見ると、かつて存在していたビニールハウスが倒壊してから管理が行き届かなくなったものと推測される)。栗橋行政センターの駐車場には「栗橋町」と表記の入った、今後使用しないであろう資材等が放置されている。いずれも、今後廃棄するのであれば、廃棄を先送りする理由は無い。公用地の管理として不適切と感じる。少なくとも各年度で処分すべきであるし、仮置きならば整頓すべきである。令和5年度の取り組みを伺う。

- (2) P90 本庁舎管理事業

久喜市役所駐輪場に、所有者不明の自転車が長期間放置されている。少なくとも各年度で適正に処分すべきと考える。令和5年度の取り組みを伺う。

- (3) P138 体育施設管理事業

指定管理者による日常点検が機能しているとは思えない。一例として、グラウンド内に大きな金属製のゴミや壊れたサッカーゴールが長期間放置されていたりする。不要なものを放置しておくことで思わぬ事故が起こる可能性がある(北青柳公園での事故を教訓とするべき)。日常の点検の際に「不要な物品が放置されていないこと」は確認されていたか。令和5年度の取り組みを伺う。

- (4) P245 地域医療対策事業

久喜市は医療施設整備費補助金として彩優会に6千万円を支出している。しかし、令和5年9月29日には「継続運営が困難」などの理由で、彩優会は他の医療法人グループの傘下に入り、経営が引き継がれた。

ア 市はこの経営引継ぎをいつ把握したのか伺う。

イ 本補助金が実際に交付されたのは、いつか伺う。

**○ 通告第 8 号 杉野 修 議員**

(1) 前年度・令和 4 年度では、コロナ禍や物価高騰等に直面する市民のため、8 月、9 月検針分において、水道基本料金の 2 か月分の免除を実施した。また、令和 2 年度、3 年度に続いて、令和 5 年 1 月末までではあったが、水道料金の滞納者に対する無条件での給水停止の措置の見送りを実施した。2023 年・令和 5 年度の水道事業経営においても、前年度と同様に以下の措置を講じることは可能であったと判断するが、以下行わなかった理由を伺う。

ア 滞納者であっても、総合的判断で、給水を停止せず継続すること。

イ 基本料金を数か月分程度、免除すること。

### ○ 通告第1号 田村 栄子 議員

- (1) P9 第3表 債務負担行為補正 いきいき活動センターしずか館解体工事 7億4千151万円
- ア 補正後限度額の積算根拠と当初予算の倍以上になった要因を伺う。
  - イ 解体工事のスケジュールを伺う。
  - ウ 解体後の土地の活用方法はどのように検討していくのか伺う。

### ○ 通告第2号 宮崎 亜希 議員

- (1) P34 戸籍事務事業
- ア 戸籍総合事務処理システム改修業務委託料の増額理由と内容を伺う。
  - イ 戸籍に振り仮名を記載することだが、スケジュールを伺う。
  - ウ 振り仮名確認の郵便物の返送も、窓口での届出もなかった場合、どのように対応するのか伺う。
- (2) P36 個人番号通知書・個人番号カード交付事業
- ア マイナンバーカードの「特急発行申請」の詳細内容を伺う。
  - イ なぜ特急発行申請が必要になったか、理由を伺う。
  - ウ 発行対象者の条件等があれば伺う。
  - エ 高齢者施設や障がい者施設の入所者や、自宅で介護等が必要な市民の代理申請や交付については、どのように対応するのか伺う。

### ○ 通告第3号 齊藤 広子 議員

- (1) P60 中学校屋内運動場空調設備整備事業
- ア 各中学校により委託料と工事請負費の金額が異なる理由について伺う。
  - イ 各学校のキュービクルの付帯設備の調査もされたのか伺う。
  - ウ 断熱性確保工事については、どの様に進めるのか。
  - エ 今後のスケジュールについて伺う。

### ○ 通告第4号 渡辺 昌代 議員

- (1) P58～59 教育費、(仮称)久喜市立鷲宮義務教育学校開校準備事業について
- ア テニスコート整備工事設計業務について、内容の説明を求める。
  - イ これまで令和5、6年度と様々な予算、事業が計上されてきたが、事業が遅れているもの、中止とされたものはあるか伺う。

- (2) P66～67 教育費、いきいき活動センターしずか館解体事業について  
マイナス補正の説明と今後の計画はどのようになるのか伺う。
- (3) P62～63 教育費、中学校屋内運動場空調設備整備事業について
- ア 設計業務についてはどのようにされてきたのか、全ての中学校で問題はなかったのか伺う。
  - イ 空調設備工事については同時期に工事が進むのか、それとも順番があるのか伺う。
  - ウ 入札方法は。機種については決まっているのか伺う。
  - エ 計上額の学校間の差について説明を求める。
- (4) P36～37 総務費、個人番号通知書・個人番号カード交付事業について
- ア マイナンバーカードの特急発行申請開始に向けた予算と説明を受けたが、今後カードの発行には2通りのやり方が存在することになるのか伺う。それは個人が選べるのか、伺う。
  - イ 再発行にはいくらの経費がかかるのか伺う。個人費用はいくらなのか伺う。
  - ウ 申請に係る手続は、市役所が全て対応するのか、または、個人で行うのか。また、新生児も写真を撮るのか伺う。

## ○ 通告第6号 猪股 和雄 議員

- (1) P30～31 コミュニティ施設管理事業
- ア 今回の工事は久喜東コミセン、鷺宮中央コミセン、鷺宮西コミセン、久喜中央コミセン、清久コミセン、栗橋中央コミセン、栗橋コミセンの改修を進めることになっているが、これらの施設については建築基準法12条点検で指摘された事項はすべて改修完了するのか。
  - イ その他、市役所本庁舎の防火シャッター、青葉コミセン、鷺宮東コミセンなど（一覧表の中で「未」とされている箇所）は今回の改修工事の対象にはなっていない。今後、いつまでにどのように改修していくのか。
  - ウ 小中学校を除く65施設の指摘箇所について、改修済みの箇所数、今年度中に対応予定の箇所数、改修が必要だが改修できずに残る施設と指摘箇所数を明らかにされたい。
  - エ これまでに12条点検で指摘された箇所は、全部を優先的に改修して完了させる方針か。いつまでに完了するか。
  - オ 残される箇所があるとすれば、どこの何か所か、なぜ残るのか、いつまでに終わらせるか。
- (2) P56～57 街路事業費
- ア 東停車場線整備事業、佐間・八甫線整備事業、鷺宮産業団地青毛線整備事業とも、国庫補助金が0となった（歳入P18・19）。理由を説明されたい。
  - イ 国庫補助金がなくなったが、（佐間八甫線の県補助金と市債を除いて全額を、市の一般財源としたが、）今年度の事業内容と進捗状況を説明されたい。
  - ウ 東停車場線、鷺宮産業団地青毛線の整備見直しを説明されたい。
  - エ 9月2日に公表された「R7年度に向けた事業見直しについて」「おもな事業見直しの概要令和6年度から見直す事業」において、令和7年度の東停車場線、鷺宮産業団地青毛線、平沼和戸線の事業を「延期」としているが、令和6年度は見直しの対象になっていない。

今回の補正で、なぜ見直しをしなかったのか。

## ○ 通告第7号 川辺 美信 議員

### (1) P30~31 集会所維持管理事業

地域交流センター石綿含有調査業務委託料とありますが、石綿が含まれていた場合の取り扱いについてお伺いします。また、公共施設個別施設計画では除却とありますが、土地は売却するという考え方なのかお伺いします。

### (2) P34~35 戸籍事務事業

ア マイナンバーカードに、別人の口座情報が紐付けられた誤登録問題を受けて、マイナンバーカードに振り仮名を登録することが必要になり、氏名の振り仮名を公証するため、戸籍に公的に振り仮名を登録させるという理解で良いのかお伺いします。

イ 対象者に対してどのように振り仮名を登録させるのかお伺いします。また、そのスケジュールもお伺いします。

ウ マイナンバーカードの発行・送付は、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が行っています。戸籍の振り仮名との照合はどのように行われるのかお伺いします。

### (3) P60~61 小学校大規模改造事業

財源内訳の変更として、国県支出金と地方債を減額し一般財源となった理由をお伺いします。

### (4) P60~61 中学校屋内運動場空調設備整備事業

空調設備設置工事施工監理業務委託料と工事請負費の財源内訳は、地方債 4 億 7810 万円となっています。空調設備については、学校施設環境改善交付金の対象として設置する費用の一部に国庫補助金があてられ、補助の算出割合は屋内運動場に新設する場合は2分の1(2025年度まで)となっていますが、国からの補助金はどうなっているのかお伺いします。

## ○ 通告第8号 杉野 修 議員

### (1) P58~P59 教育費 (仮称) 久喜市立鷺宮義務教育学校開校準備事業

当初は「上内小学校の小規模化」への対応のための審議が「西中で義務教育学校を」と変遷してきた。議会に出される議案も、校舎・建物のデザインについてであり、予算根拠に必要な教育論が見られない。子どもの成長や発達保障のため、という目的については、いつ提案されるのか伺う。

## ○ 通告第11号 奈良 政宏 議員

### (1) P66 教育費 いきいき活動センターしずか館解体事業

解体工事業者選定準備支援業務委託料とあるが、どのように選定を行うのか伺う。

### (2) P9 債務負担行為補正 いきいき活動センターしずか館解体工事

ア 大幅な金額増となっているが、要因を伺う。

イ 金額の内訳(解体費用等の詳細)を伺う。

- ウ 解体工事を行うにあたり、近隣住民に説明を行うのか伺う。
- エ グラウンド使用に関して市は、どのように考えているのか伺う。

## ○ 通告第12号 丹野 郁夫 議員

### (1) P30 コミュニティ施設管理事業

コミセンの改修工事期間における市民の施設利用について制限等はあるか。

### (2) P58 (仮称) 久喜市立鷺宮義務教育学校開校準備事業

ア テニスコートは何面か。また、コートの囲いについての計画は。

イ テニスコート周辺の運動場の整備状況は。

ウ 今後も今回と同様に個別に予算措置されていくのか。

議案第 31 号

久喜市ショートステイ事業条例の一部を改正する条例

○ 通告第 5 号 春山 千明 議員

- (1) 久喜市借楽荘のショートステイ利用者の利用状況の変化を伺う（合併後）。
- (2) 第 4 条中「市内に居住する」を削るとあるが想定される利用率の向上を伺う。
- (3) 第 7 条ただし書の改正は利用者を狭めたことにならないのか伺う。



○ 通告第5号 春山 千明 議員

- (1) 今回の条例の一部改正は現在、人口減少に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化が進んでいる水道の基盤強化に対応しなくてはならない、しかし水道事業に携わる職員が減少し技術上監督業務を行う者や水道技術管理者の確保が難しくなっているというようなことから資格要件が改正されたものだと理解するのだがいかがか伺う。
- (2) 改正条文によってはかえって要件が厳しくなっている箇所があると思うが説明を求める。
- (3) 課題解消に取り組むため今回の条例改正において久喜市として特化した部分はあるのか伺う。
- (4) 久喜市において今回の条例改正による効果は具体的にどのようなものか伺う。

○ 通告第 7 号 川辺 美信 議員

(1) これまで、地中埋設物等で多額な賠償金の支払いなどの問題がありました。こうした事象をきちんと検証してこなかったのかお伺いします。

○ 通告第 12 号 丹野 郁夫 議員

(1) 今回の損害賠償額に含まれている、相手方が負担した具体的な損害（掘削、搬送、処分等）は何か。そこに慰謝料的なものは含まれているのか伺う。

### ○ 通告第1号 田村 栄子 議員

- (1) 契約相手方の信用調査、与信調査は行ったか。
- (2) 契約する前に相手方の訪問調査は行ったか。
- (3) 契約相手方の資本金並びに年商は。
- (4) 創業年、沿革、直近5年間の実績を伺う。
- (5) 随意契約とした理由を伺う。
- (6) 相手方が倒産などした場合の対応はどのようになるのか。

### ○ 通告第8号 杉野 修 議員

- (1) 契約目的とされる「統合型校務ネットワーク・・・」云々が不鮮明であるが、ていねいな説明を求める。
- (2) 契約の相手方のホームページでは、自治体から得られた子どもたちのデータ利活用で、「子どもたちの精神の健康や学習状況を可視化させ、そのデータと教科書、ドリル、テストなどの横断的利活用で、1人ひとりのこどもに個別最適化された学びの環境をつくる」としている。こうした究極の個人情報の商品化していることは反面リスクと考えるがいかがか考えを伺う。
- (3) ネットワーク更改のタイミングということだが、この高額な契約を、なぜ今競争入札ではなく、随意契約しようとするのか伺う。
- (4) 他自治体との共同発注は検討したのか伺う。

### ○ 通告第13号 貴志 信智 議員

- (1) 本件は随意契約となったが、担当課に確認したところ競争入札に適さないと判断した根拠の資料は無く、見積もりも徴収していないことが分かった。1.5億円もの契約行為が、事後検証できないような曖昧な基準で行われていることは不適切であると考える。

担当課への聞き取りによると、随意契約先の企業でしか実現できない(競争入札に適さない)役務は主に「久喜市に合わせたカスタマイズ」とのことだが、契約書には当該役務が契約期間内に履行されることを保証する条文が無い。更にどのような範囲のカスタマイズが契約の対象なのかも明文化されていない。そのような経緯で随意契約を選択するのは、早計であったと感じる。今後に向けての改善点を教育部に伺う。